

社協だより

No.109

地域に密着した福祉情報誌

R2.5/15 発行

～宇美町は、2020年(令和2年)10月20日に町制施行100周年を迎えます。～

急募!!
職員募集

詳しくは6ページを
ご覧下さい

4/13より宇美町社会福祉協議会が下記住所へ移転いたしました!!
うみハピネス ⇒ **老人福祉センター くすの杜内**



宇美町社会福祉協議会、赤い羽根共同募金宇美町支会等各種事業等の受付窓口が変更となりますので、よろしくお願いたします。

詳しくは、宇美町社会福祉協議会の各事業について、事業計画並びに窓口受付の変更事業を、次のページより掲載しております。

その他、ご不明な点がございましたら、**931-1008**までお電話ください。社協の電話番号、FAX番号 Eメールアドレスには変更ありませんが、老人福祉センター「くすの杜」のFAX番号は**931-1009**に変更いたしました。電話番号**933-1111**は変更ございません。

ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いたします。



新型コロナウイルス感染症の影響による一時的緊急貸付 相談受付中 **新型コロナウイルス感染症対策のため、窓口にお越しただかなくてもいいように電話、郵送での受付をしています。**

まずはお電話931-1008まで

詳しくは・P7 **新型コロナウイルス感染症の影響による一時的な資金の緊急貸付に関するご案内** (生活福祉資金貸付金 特例貸付について) 平日8:30~17:15まで(土・日・祝日を除く)

発行元：宇美町社会福祉協議会 宇美町宇美2丁目1-11 老人福祉センターくすの杜内

TEL 931-1008 FAX 931-1009 E-mail:umi-shakyo@lily.ocn.ne.jp

<http://www.umi-shakyo.or.jp>

宇美町社会福祉協議会

検索

こんにちは

宇美町社会福祉協議会

です

私たち、「宇美町社会福祉協議会」名前は聞いたことがあるけど、何をしているところなのかな?という質問にお答えするために、Q&Aを作りました。



「社協」って初めて聞くけど、何?



少し長い名前ですが、宇美町社会福祉協議会。略して「宇美社協」又は「社協」…と言います。
社協は1つの社会福祉法人で、各市町村に1つあります。役場や行政とかかわりのある仕事をしています。



どこにあるの?

令和2年4月から、老人福祉センター くすの社内に移転いたしました。
表紙に地図があります。



具体的にはどんなことをしているの?

1. 地域活動のお手伝い(ふれあいいきいきサロン、シニアクラブの活動など)
2. 困っている人のお手伝い(支えあい事業、日常生活自立支援事業、生活福祉資金貸付事業)
3. 学校での福祉体験学習、福祉教育のお手伝い
4. レクリエーショングッズ、車いすの貸出、おもちゃ病院
5. 高齢者の安否確認や食事会、親子バスハイク、介護者リフレッシュ事業
6. 町からの委託事業(相談事業、献血、ファミサポ、福祉サポーター養成など)
7. 災害時のボランティアセンター設置、運営
8. 赤い羽根共同募金運動
などになります。隣のP.3に令和2年度の事業計画を掲載しております。



もっと社協を知りたいときは、HP、社協だより(年4回発行5月、8月、11月、2月うみ広報と同時配布)をご覧ください。



令和2年度 賛助会員募集中!!

社協では、地域福祉を応援していただける一口500円の賛助会員を募集しています。

いただきました会費は、社協のさまざまな福祉活動の財源として活用させていただきます。ぜひ、宇美町社協のサポーターになってください!!
500円から始める福祉参加、口数は問いません。

自治会の回覧板等で賛助会員の申し込み書等を各自治会に案内させていただきます。年中受付をしておりますので、よろしく願いいたします。

賛助会員のご協力ありがとうございます。 R2年1月15日～3月31日まで **61名 全81口 40,500円** 敬称略、順不同

申し込み窓口

宇美町社会福祉協議会

TEL 931-1008 FAX 931-1009

〒811-2101 宇美町宇美2丁目1-11
(老人福祉センター くすの社)

E-mail:umi-shakyo@lily.ocn.ne.jp
http://www.umi-shakyo.or.jp

し〜ず・うみ (宇美町働く婦人の家)

TEL 932-0365 FAX 932-0578



令和2年度 宇美町社会福祉協議会 事業計画



1. 地域福祉の意識づくり

- (1) 地域福祉をすすめる福祉学習推進事業
- (2) 児童・生徒への福祉学習（教育）の推進
福祉教育教材「ともに生きる」配布、夏休み福祉体験スクール実施
- (3) 小中学校総合学習への協力
- (4) 福祉協力校（町内小中学校）への活動助成
- (5) 社会福祉士資格取得のための実習指導

2. 交流・ふれあいの促進

- (1) ふれあいいきいきサロンへの活動支援
- (2) ふれあい会食会
- (3) 介護者リフレッシュ事業
- (4) 障がい児親子交流事業

3. 支えあいとボランティア活動の促進

- (1) 支えあい事業の推進
- (2) ボランティア及び福祉団体への支援
- (3) ボランティア活動保険加入の推進



4. その他生活サービスと子育て支援

- (1) 「声の社協だより」作成
- (2) 車いすの貸出
- (3) レクリエーショングッズの貸出
- (4) おもちゃ病院うみの開院
- (5) 子育てサロン、子育て支援センターへのクリスマスプレゼント配布
- (6) 子ども会育成会連絡協議会への活動助成

5. 情報提供・相談支援体制の充実

- (1) 広報活動の充実、さまざまな媒体を活用した情報の発信（社協だより発行、ホームページ・フェイスブック、DVD福祉プラス・パンフレットの活用）
- (2) 相談支援の強化（生活福祉資金貸付事業・日常生活自立支援事業）
- (3) 心配ごと相談事業
- (4) 弁護士相談事業
- (5) 民生委員児童委員との連携強化

6. 生活困窮世帯の自立支援

- (1) 緊急一時支援事業
- (2) ふくおかライフレスキュー事業との連携
- (3) 生活福祉資金貸付事業（福岡県社会福祉協議会受託）
- (4) 行政機関との連携

7. 緊急時・災害時の対応充実

- (1) 近隣社協との災害時の連携・共同事業実施の推進
- (2) 災害ボランティアセンター設置体制整備

8. 見守り・防犯活動・交通安全の促進

- (1) 愛の一声運動乳酸菌飲料宅配事業
- (2) シニアクラブ連合会への活動助成
- (3) 交通安全教室開催への助成



9. 受託事業の運営と遂行

- * 宇美町受託（1）～（8）
- (1) 宇美町働く婦人の家「し～ず・うみ」管理運営事業（指定管理）
- (2) 宇美町立老人福祉センター窓口受付等業務
- (3) 献血推進事業
- (4) 介護予防事業及び包括的支援事業
- (5) 自殺対策事業（ゲートキーパー養成研修）
- (6) 手話奉仕員養成研修業務
- (7) ファミリー・サポート・センター事業
- (8) 弁護士相談事業
- * 福岡県社会福祉協議会受託（9）～（10）
- (9) 日常生活自立支援事業
- (10) 生活福祉資金貸付事業

10. 自主財源の確保と組織体制の強化

- (1) 赤い羽根共同募金運動の促進
- (2) 賛助会員への加入促進
- (3) 理事会及び評議員会の充実
- (4) 職員育成研修の充実と体制づくり



令和2年度 宇美町社会福祉協議会 一般会計当初予算

(収入の部)

(単位：千円)

勘定科目	予算額	備考
会費収入	1,100	賛助会費
寄附金収入	700	香典返し・一般寄附
経常経費補助金収入	6,765	社会福祉事業
受託金収入	75,692	町受託・県社協受託
事業収入	867	利用料収入
その他の収入	315	雑収入
受取利息配当金収入	10	預金利息
その他の活動による収入	42,020	サービス区分間繰入金
前期末支払資金残高	0	
収入合計	127,469	

(支出の部)

(単位：千円)

勘定科目	予算額	備考
人件費支出	52,172	人件費等
事業費支出	12,401	各種事業費
事務費支出	13,301	各種事務費
助成金支出	4,785	各団体助成金
その他の支出	44,018	サービス区分間繰入金
予備費	300	
当期末支払資金残高	492	
支出合計	127,469	

居酒屋よりどころ
ご馳走屋 酔R処
大小宴会承ります 宇美交番横
宇美4丁目 ☎932-0186

住宅型有料老人ホーム
ゆうはな ゆうはな
介護のお悩みお気軽にご相談ください
神武原3丁目 ☎932-7051



○ P4、5のお問い合わせ・貸出窓口 ○

社会福祉法人 宇美町社会福祉協議会 宇美町宇美2丁目1-11 老人福祉センター くすの杜内
TEL 931-1008 FAX 931-1009 【受付時間】 8:30～17:15 月曜日～金曜日(祝日・年末年始除く)
☐ E-mail:umi-shakyo@lily.ocn.ne.jp http://www.umi-shakyo.or.jp

車いす 貸し出し

【こんな方が利用できます】

宇美町にお住まいの方で、かつ宇美町社会福祉協議会の賛助会に加入している方(年会費1口500円以上)ただし、介護保険の福祉制度で用具の貸出しが受けられる方については、そちらが優先されます。

【こんな時に利用できます】

- 一時退院や外泊などにより、家庭で介護をするようになったとき
- お出かけや行楽に行くとき
- 骨折などの怪我で一時的に車いすが必要になったときなど

【利用期間について】

利用期間は、1ヶ月ごとの更新による最長3ヶ月までとなります



レクリエーショングッズ 貸し出し

いろいろなレクリエーショングッズを、町内のいきいきサロン、地域の行事、子ども会行事などに無料で貸し出しています。

<レクグッズのレンタル手順>

- ①どんなレクグッズがあるのか? 借りたいものをチェックします。
*社協窓口にレクリエーショングッズのパンフレット「グッパン」があります。
*社協のホームページでもご覧いただけます。
- ②社協へ電話又は、窓口に来て予約します。
- ③当日、または前日など社協が開いている時間内で貸し出します。
*簡単な借用書に窓口に来られた方の氏名、住所、電話番号記入
- ④返却は社協事務局窓口で、借用書にサインし終了です。



〇月〇日～
〇日まで
グッズを予約
したいのですが?



了解
しました。

日常生活自立支援事業のご案内

社会福祉法に基づいて、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などに不安がある方々が住みなれた地域で安心して暮らせるようお手伝いします。詳しくお聞きになりたい方は、遠慮なくご相談ください。

通帳や印鑑をどこかに置いたか
忘れてしまう・・・



福祉サービスを利用するには
どうしたらいいの?



離れて暮らしている親、兄弟に
物忘れが目立つようになってきた。
月々の支払いや、詐欺や悪徳商法に
あわないか心配。



こんな悩みありませんか? 安心してください。お手伝いします。

福祉サービスの利用援助します。
福祉サービスの情報提供、助言、利用
(やめる) ための手続き、苦情解決制
度利用手続きのお手伝い



宇美町社協職員 (専門員・生活支援員)

日常的な金銭管理や
書類のお預かり

相談
無料

支えあい事業のご案内

少し前までは、ちょっとした困りごとがあったとき、親しいご近所の方が力を貸してくださることがありました。「専門家に頼むほどのことではないけど、自分でやるのは難しい」そんな問題をご近所の力で解決することができていました。しかし、地域でのかかわりが薄れつつある現在では、このようなちょっとした支援を受けることが難しくなっています。

支えあい事業とは～困ったときは、おたがいさま～の地域をめざして、家族や公的サービスでは対応できない、ちょっとした困りごとを、お手伝いして下さる方（協力会員）と困っている方（利用会員）をつなぐ事業です。

R2年4月1日現在 利用会員64名 協力会員数32名



◇登録方法 利用会員・協力会員共に賛助会員（年500円以上）加入が必要です。

～利用会員～

お手伝いを必要とする

- ・65歳以上のみの世帯
- ・障害者手帳をお持ちの方
- ・妊娠中、育児中（0歳～就学前）の方
- ・ひとり親世帯の方



～協力会員～

この事業の趣旨を理解し、お互いさまという気持ちで支援いただける方

*資格や特技は必要ありません。

年齢制限もありません。

*活動前に基礎研修を（15分程度）受講していただきます。



◇支援時間 月～金（8：45～17：00） 土日祝日・年末年始（12/29～1/3）除く

◇支援内容・料金

支援名	具体的な内容	基本時間	利用料金
日常支援	一般的な掃除、買い物、衣類整理、電球交換、代筆、話し相手 など	30分	400円
専門支援	小範囲の草取り、簡易な庭木の剪定（脚立使用不可）、家屋の小修繕、衣類の補修、家具の移動、パソコン指導 など	30分	500円

*協力会員が自家用車を使用する場合別途5km未満1回100円を利用会員にご負担いただきます。

支えあい事業Q&A

利用会員編

◇困ったことがあったら、どんなことでも利用できますか？

日常生活のちょっとした困りごとを解決するものですべての困りごとには対応できません。まずはご相談ください。

◇他の制度や介護サービスとの違いは？

この事業は住民同士の支え合い、助け合いで行うものであり、現状の福祉制度で対応できるものは制度を優先していただきます。

協力会員編

◇ボランティアの経験がなくても大丈夫でしょうか？

活動を始める前に15分程度の講習を受けていただきます。できる範囲のことをお願いしますので、大丈夫です。

◇協力できない日がありますが、それでも良いですか？

登録時にあらかじめ、活動可能日、時間を伺いそれをもとに調整いたします。

令和2年度共同募金配分金計画

6,657,000円

老人福祉活動事業費 1,290,000円

- ・愛の一声乳酸菌飲料宅配事業 ・シニアクラブ連合会助成
- ・けんこう長寿応援交付金 ・独居高齢者ふれあい会食会
- ・ふれあいいきいきサロン活動助成

障がい児・者福祉活動事業 180,000円

- ・障がい児（者）とともに歩む会助成金
- ・障がい児親子バスハイク ・手話の会助成金

児童・青少年福祉活動事業 333,000円

- ・子ども会育成会連絡協議会助成金
- ・子育てサポート応援交付金
- ・交通安全協会助成金 ・おもちゃ病院うみ
- ・子どもたちへのクリスマスプレゼント
- ・青年団助成金
- ・スポーツ少年団助成金



福祉育成・援助事業 651,000円

- ・福祉協力校助成金（町内小中学校8校）
- ・地域福祉活動支援 ・夏休み福祉体験スクール
- ・災害対策講座・訓練

住民全般・その他 3,953,000円

- ・地域福祉活動助成金（自治会）
- ・社協だより発行 ・心配ごと相談所事業
- ・緊急一時支援事業

ボランティア活動育成事業 250,000円

- ・民生委員児童委員協議会助成金
- ・老人看護奉仕団くすの木会助成金
- ・ボランティアひだまり助成金
- ・連合婦人会助成金
- ・健康づくり推進会助成金



寄附金御礼

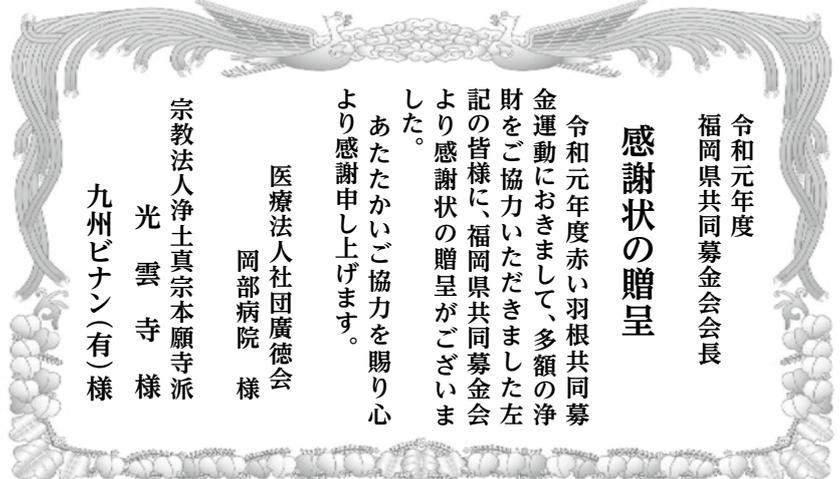
皆様のご芳志に厚く御礼申し上げ
寄附金を大切に活用させていただきます。

（令和2年1月29日～4月17日まで）

◆一般寄附

福岡県立須恵高等学校 様
宇美町商工会青年部 様

福岡県共同募金会からの感謝状



宇美町社会福祉協議会 一般職員募集(正社員)

宇美町社会福祉協議会では一般職員を募集しています。地域福祉の分野で働きたい方をお待ちしています。

●採用予定：随時

●試験区分・採用予定人員：

- (1) 試験区分 一般職員 (2) 職務内容 地域福祉事業全般に関する業務及び一般事務に従事
(3) 採用予定人員 1名

●勤務条件：

- (1) 給与・その他 *社会福祉法人宇美町社会福祉協議会職員給与規程の定めるところにより支給
初任給 大卒の場合 171,700円程度 諸手当あり(扶養手当、住居手当、通勤手当、期末勤勉手当)
健康保険、厚生年金、退職金制度あり
- (2) 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分(休憩1時間)

●受験資格：

- (1) 社会福祉士の資格を有する人又は社会福祉士受験資格のある人
(2) 平成5年4月2日から平成12年4月4月1日までに生まれた人
(3) 普通自動車運転免許(AT限定可)を有する人

●試験の方法：(1)筆記試験 (2)適正試験 (3)面接試験

*募集内容の詳細は宇美町社会福祉協議会のホームページをご覧ください。宇美町社会福祉協議会へ
直接お問い合わせください。



～仕事と生活の両立～

シリーズ法律講座 (全4回)

【講座の目的】

- 問題に直面し、悩んでいる方が解決に向かうための糸口探し
- 近い将来誰にでも必ずある問題に備えるため
- 知識や常識として知ることによって人生を豊かにするため
- まさかの時に安心して相談できる弁護士に出会うため

私たちの生活は法律に守られ、法律で秩序が整えられています。この法律講座ではテーマに沿って分かりやすく解説します。

■参加費：各1回 500円

■講師：ちくし法律事務所に籍を置く弁護士の先生方です
※参加者には「無料法律相談カード」を用意しています

新型コロナウイルスが収束しなかった場合は延期になることがあります。

申込み・お問い合わせは

し〜ず・うみ (宇美町働く婦人の家)

TEL 932-0365 FAX 932-0578

E-mail: shes-umi@mail.town.umi.fukuoka.jp

*お子様同伴の受講はご遠慮ください。

第1回「交通事故」～もし自分が事故に遭ったら～
警察と保険会社に任せるだけでいいの?? 当事者になった時に慌てないために

■日時：8月20日(木) 14:00～15:30

■講師：弁護士 井上茉彩氏 山野和也氏

第2回「憲法」～あなたの幸せの守り方～

今さら人には聞けない「憲法って何?」「憲法改正、緊急事態条項って何?」を解説

■日時：9月11日(金) 19:00～20:30

■講師：弁護士 森 俊輔氏

第3回「相続」～始めましょうか! 相続の準備～
家族が争わないための相続の準備と要点について

■日時：10月15日(木) 19:00～20:30

■講師：弁護士 田中謙二氏

第4回「エンディングノート」

～人生の最終章を幸せに過ごすために～

人生百年時代のアドバイス。

葬式、墓、財産を考える終活は今の充実につながるヒント

■日時：令和3年2月10日(水) 10:00～11:30

■講師：弁護士 迫田登紀子氏

新型コロナウイルス感染症の影響による 一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

まずは、お電話を

☎931-1008

宇美町社会福祉協議会

福岡県社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業や失業により生活資金でお悩みの方に向けて、生活福祉資金のうち以下の資金について特例貸付を実施しています。(貸付には審査があります)

休業された方向け

●緊急小口資金

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を実施

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
*従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。

■貸付上限額

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方については20万円以内

■据置期間 1年以内

■償還期限 2年以内

■貸付利子・保証人 無利子・不要

■申込先 宇美町社会福祉協議会

失業された方等向け

●総合支援資金基金

日常生活の維持が困難となった場合に、原則3か月以内の生活費用の貸付を実施

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

■貸付上限額

・(2人以上)月20万円以内 ・(単身)月15万円以内

貸付期間：原則3月以内

■据置期間 1年以内

■償還期限 10年以内

■貸付利子・保証人 無利子・不要

■申込先 宇美町社会福祉協議会

自立相談支援事業等による支援を受け、継続的な支援を受けることが要件となります。

宇美町社会福祉協議会では町内在住の方の上記貸付の相談、申し込み業務をしております。新型コロナウイルス感染症対策のため、窓口にお越しいただかなくてもよいように電話、郵送での申請をしています。まずは、お電話をお願いいたします。

宇美町社会福祉協議会 宇美町宇美2丁目1-11 老人福祉センター くすの杜内

電話：931-1008 FAX：931-1009 E-mail：umi-shakyo@lily.ocn.ne.jp

心配ごと・弁護士相談変更のお知らせ

社協の事務所移転に伴い、5月からうみハピネスで実施していた心配ごと相談・弁護士相談は、相談場所が老人福祉センターくすの社に変更になります。

第1・3木曜日 心配ごと相談

- 相談時間：9：30～12：30（12：00受付終了）予約不要
- 場 所：宇美町社会福祉協議会（老人福祉センター内）
- 電話相談：☎931-1008 ※相談日の9：30～12:00にお電話下さい



第2・4木曜日 弁護士相談

- 相談時間：13：30～15：30（一人30分、4名 事前の予約が必要）
- 場 所：宇美町社会福祉協議会（老人福祉センター内）

次回の相談日

※新型コロナウイルスの影響により中止となる場合がございます。

心配ごと相談

5/21(木)、6/4(木)、18(木)
7/2(木)、16(木)、8/6(木)



弁護士相談

5/28(木)、6/11(木)、25(木)
7/9(木)、30(木)、8/13(木)

相談に関するお問い合わせ、予約は、宇美町社会福祉協議会 ☎931-1008

ファミサポからのお知らせ

社協の事務所は老人福祉センターへ移転しましたが、ファミサポはこれまで通りうみハピネスのままです。

これまでファミサポの開館時間外は社協の職員による対応が可能でしたが、今後はできる限りファミサポ開館時間内の報告書提出等にご協力をお願いします。

- ファミリー・サポート・センター開館時間
10:00～16:00（土・日・祝休み）
☎932-0601

- 時間外の連絡先
宇美町社会福祉協議会
8:30～17:15（土・日・祝休み）
☎931-1008



◆ワーキングママ一年生のひとりごと◆

桜が咲き、つつじが咲き、新型コロナウイルスの感染拡大とは裏腹に季節はいつものように過ぎていくんだなと思っていたら、あっという間に5月になってしまいました。本来ならば新学期が始まり、ホッと一息つけるはずが幼稚園も休園、小学校も休校し、なんとなく落ち着かない不安な毎日を送っています（泣）。幼稚園のお預かり保育、放課後児童クラブと子育て支援の制度をフル活用している身としては、中止や縮小を受け、当たり前前の方が当たり前出来る毎日の素晴らしさをしみじみ感じます。夫と交互に休みを取り、祖母にも預かってもらいなんとか過ごしていますが、お友達とも会えず、外出もままならず、元気があり余っている子ども3人と一日はイライラの連続、私は週に何度かですが、こんな毎日を頑張っているパパ・ママはすごい！！心からそう思います。一日も早い終息を願い、つつい出てくるガミガミとイライラとキーっを心の奥深くに押さえ込んで頑張りましょう(*^o^*)